

# 韓国におけるリコール法の制定

白井 京

はじめに

- I 地方自治の復活と地方分権の推進
- II リコール法制定の経緯
- III リコール法の概要

おわりに

翻訳：リコールに関する法律

はじめに

地方分権は、韓国においても重要な国政課題である。盧武鉉大統領は、2003年の大統領就任時から、地方分権改革への強い意思を表明し、これを同政権の最重要課題に位置付けてきた。一方で、中央による統制からの分離による分権だけでなく、地方自治の理想を実現し、民主主義を発展させるためには、住民の直接参加が必要であるとして、住民参加による直接民主制度に対する国民の期待も高まっている。

本稿では、韓国における近年の地方分権の推進状況について概観した後、2006年5月に可決・制定された「リコールに関する法律」<sup>(注1)</sup>について、その制定の経緯、概要、評価等を紹介する。この法律は、地方自治における住民の直接参加のポイントとなる地方自治体の首長や地方議会議員に対するリコール(解職請求)制度について、詳細に規定したものである。同法の成立により、1990年代に地方自治が復活して以来の懸案であったリコール制が、2007年5月から導入されることになった。なお、巻末に同法の翻訳を付したので参照されたい。

## I 地方自治の復活と地方分権の推進

韓国は、伝統的に中央集権制をとっており、地方自治の歴史が浅い。我が国が歴史的に「幕

藩体制」を典型とする、比較的、分権体制になじみのある政治文化を有しているのに比し、韓国は、朝鮮王朝を初めとして、長期間にわたり中央集権制を維持してきた。<sup>(注2)</sup>

第二次大戦後、1948年に制定された大韓民国憲法に地方自治が規定され、翌1949年に地方自治法が制定されたことにより、韓国においても、一度は、近代的な地方自治制度が誕生した。しかし、1961年の朴正熙元大統領による軍事クーデターにより、地方自治は事実上凍結され、中央集権制が復活した。クーデターの勃発直後にすべての地方議会は解散させられ、「地方自治に関する臨時措置法」が制定されて、地方自治法は効力を停止した。

それから約30年を経て、80年代以降の民主化の進展とともに、徐々に地方自治が復活していった。1987年の民主化宣言の後、1988年には「地方自治に関する臨時措置法」が廃止され、同年、地方自治法が全面的に改正された。1991年には30年もの間中断されていた地方議会選挙が再開され、1995年には地方自治体首長選挙も行われた。

1998年に就任した金大中前大統領は、地方自治の定着と推進のために「地方自治活性化政策」を提唱し、1999年5月には「中央行政権限の地方委譲促進に関する法律」を制定、施行した。同法は、国内的には1995年の地方自治体首長選挙の復活による地方自治への関心の高まりに推されたこと、国外的には隣国である日本における地方分権推進の動きに影響を受けたことが指摘されている。<sup>(注3)</sup> 内容としては、日本の地方分権推進法と同様に、手続き中心の規定からなっている。これにより、地方委譲推進委員会が設置されていくつかの権限が地方に委譲され、地方

交付税率の引き下げなど地方財政の拡充も試みられた。しかし、実質的にその効果は微弱であったと評価されている<sup>(注4)</sup>。

2002年12月の大統領選挙では、有力候補者全員が地方分権の推進を公約に掲げた。当選した盧武鉉大統領の下で2003年2月に発足した「参与政府」<sup>(注5)</sup>も、金大中政権に続き、地方分権推進への強い意思を表明した。大統領就任直後に設置された諮問機関「政府革新地方分権委員会」は、2003年5月、「参与政府 地方分権のビジョンと推進方向」と題するレポートを発表し、地方分権のビジョンを示した<sup>(注6)</sup>。さらに、同年7月には、今後5年間の地方分権改革の青写真を「準備—実施—評価」の一覧に具体的に示した「地方分権ロードマップ」<sup>(注7)</sup>を発表した。

この中で盧武鉉政権は、5年間の重点課題として「7大分野20課題」を示し、「中央政府と地方政府間の権限の再配分」と「画期的な財政分権」を優先して推進すると共に、地方政府に対する住民による統制を活性化させ、多様な住民参加制度を拡大して市民社会の活性化に積極的に寄与すると発表した。さらに、これを実践するための時限立法である「地方分権特別法」<sup>(注8)</sup>を制定し、2004年1月から施行している。同法は、地方分権推進の理念、原理、主要課題の方向付けについて定めたものである。

また、「済州特別自治道及び国際自由都市造成のための特別法」が制定され、観光地としても知られる済州道が、2006年7月より「済州特別自治道」となった。特別地方自治地域は、組織権、人事権、財政権、課税権を含む高度の自治権を認めるもので、今後の韓国における地方分権の一つのモデルとして注目されている<sup>(注9)</sup>。

## II リコール法制定の経緯

今回、リコール法制定に至った経緯において、注目すべき点は二つある。

第一に、理念的な要因として、地方分権推進

の流れの中で、住民参加による直接民主制度に対する期待が高まった点である。

韓国の地方自治は、「地方自治と民主主義を相似形で語る空気が強く感じられる」<sup>(注10)</sup>との指摘にも見られるように、民主化運動と密接な関わりをもって復活してきた。そのため、地方自治の理想を実現し、民主主義を発展させるためには、中央による統制からの分離による分権だけでなく、住民の直接参加が必要であるとの声が強かったのである<sup>(注11)</sup>。

住民の直接参加に関しては、近年様々な規定が導入されている。1994年に住民投票制の導入が地方自治法上規定され、約10年後の2003年12月には、その手続きのための法律として住民投票法が成立、2004年7月から施行されている。我が国の住民投票が、各地方自治体の条例により行われる法的拘束力のないものであるのに対し、韓国の住民投票は法的拘束力を有するものである<sup>(注12)</sup>。また、1999年には、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権と住民監査請求権が認められるようになった。さらに、2006年1月には住民訴訟制が導入されている。

第二に、現実的な要因として、地方自治体首長及び議会に対する牽制機能の不備がある。1995年に地方自治体首長の公選制が再開し、首長に一定の裁量権が認められるようになった一方で、一部に効率を無視した票集めのための実績主義や、放漫な財政運営が見受けられるようになった。不正腐敗も蔓延し、1995年以降、裁判によって罪に問われた地方自治体の首長は、1期（1995～98年）で24名、2期（1998年～2002年）で63名、3期（2002～2006年）は任期開始から2年経過した時点で67名に達している<sup>(注13)</sup>。それにもかかわらず、地方自治体首長や地方議会議員の不正や汚職を規制する手段は殆ど存在しない状態であったため、国民の不満が高まっており、リコール制の導入の必要性について、2006年4月の世論調査では一般有権者の93.1%<sup>(注14)</sup>

が賛成している。<sup>(注15)</sup>

この「住民の直接参加への要請」と「牽制機能の不備」という二つの要因が、今回のリコール制制定につながったといえる。

とはいえ、リコール制導入に反対がなかったわけではない。国会行政自治委員会による報告では、リコール制導入をめぐる反対の論点として、「長期的なビジョンや指導力の発揮よりも短期的な人気・迎合に陥り、地域社会の分裂をもたらす」<sup>(注16)</sup>こと等が指摘されている。リコール制に先立って導入された住民投票制の実際の実施状況や、地方分権モデルとして全国に先立って導入された済州特別自治道でのリコール制度の運営実態についての分析結果をふまえて法律の制定を推進するのが望ましいとの声も上がった。<sup>(注17)</sup>

与野党とも、2002年の統一地方選挙では、リコール制の導入を公約に掲げていた。しかし上記の論点を掲げて反対する地方自治体首長や地方議会議員が多く、制度導入に向けた論議は一向に進展しなかった。

2006年5月31日に行われる統一地方選挙を前に、与野党は論議を再開したが、細かい規定に関して意見が食い違い、合意できない状態が続いた。そのような状況の中、2006年5月、最大野党・ハンナラ党が国会を欠席している間に、与党・開かれたウリ党や野党・民主労働党が本会議において強行採決し、賛成多数によりリコール制の導入とその手続きを定める「リコールに関する法律案」が可決、成立するに至った。

### Ⅲ リコール法の概要

可決された法律案は、与野党議員により提出された3つの法律案を、行政自治委員会において審査した後に委員会案として一つにまとめ、提案したものである。提案理由については、以下の通り説明されている。

地方分権化と地方自治が拡大し、地方自治体の長及び地方議会議員の権限が強化されるに従い、地方自治体の長の恣意的な権限行使や地方議会の非効率・非合理的な運営等が発生する事例があるにもかかわらず、これに対する牽制機能が非常に微弱なのが実情である。

したがって、選挙により選ばれる地方公職者である地方自治体の長又は地方議会議員の違法・不当行為、職務遺棄又は職権乱用等を統制し、住民の直接参加を拡大するリコール制度を導入することにより、地方自治行政の民主性・責任性を高め、住民福利の増進を試みようとするものである。

同法は、全7章38か条の本則及び附則からなるもので、2007年5月25日から施行される。主な内容は、以下のとおりである。

### 第1章 総則

この法律は、リコールの請求権者、請求要件、手続き及び効力等に関して規定することにより、地方自治に関する住民の直接参加を拡大し、地方行政の民主性と責任性を高めることを目的とする（第1条）。

リコールに関する事務は、当該地方自治体を管轄する選挙管理委員会が担当する（第2条）。

投票権者は、投票人名簿作成基準日（リコール投票の発議日）現在、当該地方自治体の長と地方議会議員に対する選挙権を有する者である（第3条第1項）。なお、2005年6月の公職選挙法改正により、19歳以上の成人及び出入国管理法に基づき永住権を取得して3年以上の外国人に対しても地方選挙における選挙権が付与されている。<sup>(注18)</sup>そのため、リコール投票権者・請求権者には一定の外国人も含まれる。

リコール投票を実施するときは、リコール投票発議日から5日以内に投票人名簿を作成する。この名簿の作成及び「不在者申告」の手続きに



については、公職選挙法の規定が準用される（第4条）。

## 第2章 リコール投票の請求等

リコール投票の対象は、当該地方自治体の長及び地方議会議員であるが、比例代表議員は除外される。なお、2005年6月の公職選挙法改正により、基礎自治体（市・郡・区）議会の議員選挙についても、全議席の10%に相当する議員を選出する比例代表制度が導入された。そのため、韓国では広域自治体（特別市・広域市及び道）議会、基礎自治体（市・郡・区）議会のすべての議会において比例代表議員が存在するが、これらの議員はリコールの対象から除外されることになる。

リコールの請求権者は、前年度12月31日現在、選挙権を有する者とされる。

リコールの請求に必要な署名人の数は、市・道知事については当該地方自治体の請求権者総数の10%以上、市長、郡守、自治区の区庁長は同15%以上、広域・基礎自治体議会議員は選挙区内の同20%以上である。（以上、第7条第1項）

なお、日本のリコール制度における解職要求には、「選挙権を有する者の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）」以上の者の連署が必要とされる。

特定地域を中心とするリコール請求が乱発されないよう、市・道知事に対するリコールを請求するには、当該地方自治体の管轄区域内の市・郡・自治区全体の3分の1以上の市・郡・自治区において各々請求権者総数の10,000分の5以上1,000分の10以下の範囲内で大統領令が定める数以上の署名を集めなければならないが、市長、郡守、自治区の区庁長及び地方議会議員に対しては、当該市長、郡守、自治区の区庁長及び当該地方議会議員の選挙区内の邑、面、洞におい

て市・道知事の場合と同一の基準で署名を集めなければならない（第7条第2項及び第3項）と、細かく規定している。

任期開始日から1年以内、任期満了日から遡って1年未満、当該の公職者に対するリコール投票を実施した日から1年以内は、リコールの実施を請求することができない（第8条）。任期は4年であるため、任期のうち半分の期間はリコールを請求できないことになる。

リコール投票権がない者や公務員、当該選挙に立候補する予定の者、立候補する予定の者の家族や、その者が運営する機関、団体、施設の職員等は、リコール要請のための署名要請活動に関与することは禁止される（第10条第2項）。

## 第3章 リコール投票の実施等

管轄選挙管理委員会は、リコール投票の請求が適法である場合には遅滞なく公表し、投票日と投票案を公告してリコール投票を発議する（第12条）。

リコール投票は、上記公告日から20日後30日以内に実施する。ただしリコール対象者が自ら辞職する等、欠員となったときは、投票を実施しない（第13条第1項）。公告日以後90日以内に、住民投票や「公職選挙法」による選挙・再選挙及び補欠選挙（大統領及び国会議員選挙を除く）等が予定されているときは、同時に実施することができる（第13条第2項）。

リコール対象者に対しては、弁明の機会が保障されている。管轄選挙管理委員会は、リコール対象者に書面で弁明することを要請し、対象者が弁明要旨と弁明書を提出する場合は、弁明要旨をリコール投票日およびリコール投票案と共に公告する（第14条）。

リコール投票運動の方法や禁止行為については、公職選挙法の規定が準用される。演説禁止場所での演説行為や戸別訪問等、具体的な禁止事項についても定められている（第19条及び20

条)。

#### 第4章 リコール投票の効力及び訴訟等

リコール対象者は、リコール案が公告されたときから結果が公表されるときまで、権限を行使することができない。その場合、副団体長がその権限を代行することとなる(第21条)。

リコールは、投票権者総数の3分の1以上の投票と有効投票総数の過半数の賛成により成立する(第22条)。

リコールが成立したときは、対象者は結果公表の時点からその職を喪失する。その者は、後任者を選出する補欠選挙に候補者として登録することはできない(第23条)。

リコール投票の効力に関して異議がある対象者又は投票権者は、リコール投票の結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被訴願人として訴願を提起することができ、訴願に対する決定に関して不服がある訴願人は、その決定書を受けとった日から10日以内に、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、訴訟を提起することができる(第24条)。

#### 第5章 「住民投票法」の準用等

リコール投票に関連して、この法律に定めた事項を除いて「住民投票法」の規定が準用される(第27条)。

#### 第6章 罰則

規定に違反したリコール投票運動を行った者等に対して、5年以下の懲役をはじめとする刑罰を科する(第28～35条)。

#### 第7章 補則

管轄選挙管理委員会は、リコール投票の不正を監視するための不正監視団、およびインターネットを利用した不正の監視のためのサイバーリコール投票不正監視団を各々設置し、運営す

る(第36条)。これは、2004年に改正された公職選挙法と同様の規定である。また、罰則が適用される罪を、選挙管理委員会が認知する前に届け出た者に対し、褒賞金を支給することができる(第38条)。

#### おわりに

今回のリコール制度の導入については、歓迎する論調が主流である。4年間の任期のうち2年はリコール請求が不可能である点や、請求するために必要とされる請求権者数の比率が高い点について、民主主義として十分ではないとの指摘もあるが、<sup>(注19)</sup> 全般的には「韓国の民主主義が制度的民主化から実質的民主化の段階にきていることを象徴的に表す事件」、<sup>(注20)</sup> 「今国会における意外な成果」と評価する声が高い。<sup>(注21)</sup>

一方、リコール法案の可決直後、2006年5月31日に行われた統一地方選挙に圧勝した野党・ハンナラ党は、党議員全員が欠席する中で強行採決された同法の制定に不満を表明し、可決の1か月後には所属議員が改正案を提出している。<sup>(注22)</sup>

同党が提出した改正案の提案理由は、「リコール投票請求事由や請求資格について何の制限もなく、競争者の政治的宣伝や落選者による報復に悪用される可能性が高い」というものである。主な改正内容としては、リコール投票の請求事由について「法令に違反する行為をしたとき」「職務に関する義務に違反したとき」「顕著な職務怠慢があったとき」等、法律上明記することにより制限し、リコール制度を悪用する可能性が高い当該選挙の立候補予定者や、落選者及びその家族等関係者については、請求人代表者になれないよう規定するものである。

さらに、「地方分権の推進」という大きな枠組みからみれば、中央の権限と財源の委譲よりも、住民による統制システムの整備ばかりが先行して進められているとして、地方政府からの

反発も強まっている。<sup>(注23)</sup> 残された任期の中で、盧武鉉政権がどのように地方分権を進めていくのか、また、これを引き継ぐ政権がどのようなビジョンをもって地方分権を推進することになるのか、注目される。

\* インターネット情報は、すべて2006年8月31日現在のものである。

\* 法案及び法律の条文については、韓国国会입법통합 지식관리시스템（立法統合知識管理システム）<<http://search.assembly.go.kr/>> によった。

\* 韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS <<http://www.kinds.or.kr/>> によった。

## 注

- (1) 韓国語原文では、「住民召還に関する法律」である。リコール（解職請求）について、韓国語では「住民召還」と表現するため、日本語訳ではそのまま漢字で表記するケースも見られるが、ここでは「リコール」と訳出した。
- (2) 佐藤満ほか「韓国の地方自治—『分権推進下の自治体行政』リサーチプロジェクト韓国調査報告—」『政策科学』No.25, 2004.1, p.194.
- (3) 姜再鎬ほか「第2次地方分権改革への展望（第3回・完）パネルディスカッション・分権改革の現在 B.韓日の分権改革の現況」『ジュリスト』No.1308, 2006.3.15, p.62.
- (4) 韓国政府革新地方分権委員会「参与政府地方分権のビジョンと推進方向」『報道資料：地方分権ロードマップの発表』, p.5. <<http://www.innovation.go.kr/>>
- (5) 「参与政府」とは、盧武鉉政権を指す。金泳三政権は「文民政府」、金大中政権は「国民の政府」と称しており、これに続く盧武鉉政権は、国政運営において国民の政治参与（参加）を重視するとして「参与政府」と称している。
- (6) 韓国政府革新地方分権委員会 前掲注(4).
- (7) 地方分権ロードマップの概要等については、韓国政府革新地方分権委員会のウェブサイト <<http://www.innovation.go.kr/>> を参照。なお、鄭在吉一橋大学客員教授による邦訳が、一橋大学大学院総合法政策実務提携センター平成15年度プロジェクトⅢ「韓国の地方分権改革に関する諸問題」<[http://www.law.hit-u.ac.jp/ILPR/15\\_p3.html](http://www.law.hit-u.ac.jp/ILPR/15_p3.html)> に掲載されている。
- (8) 地方分権特別法の内容についても、同様に韓国政府革新地方分権委員会のウェブサイト <<http://www.innovation.go.kr/>> を参照。前述の一橋大学大学院総合法政策実務提携センターによるプロジェクト「韓国の地方分権改革に関する諸問題」<[http://www.law.hit-u.ac.jp/ILPR/15\\_p3.html](http://www.law.hit-u.ac.jp/ILPR/15_p3.html)> には、日本語による同法の解説が掲載されている。
- (9) 濟州特別自治道については、申龍徹「濟州特別自治道：韓国地方自治の新しい実験」『自治総研』No.328, 2006.2, pp.57-73.
- (10) 佐藤満ほか 前掲注(2), p.201.
- (11) 例えば、韓国法制研究院의한귀현（ハン・グイヒョン）研究員は『주민참여법제의 개선방안 연구（住民参与法制の改善方法案研究）』（韓国法制研究院、2003.11）において、「民主主義は、何よりも地方自治の領域において実現されねばならず、その出発点は、当然に住民投票制度及びリコール制のような住民直接参与制度の拡大、強化を通じた住民自治の実現から探さねばならないだろう」と述べている。また、金玄珠氏は「韓国における住民投票制度の成立」（『広島法学』Vol.28 No.4, 2005.3, pp.142-116.）において、「地方自治によって開かれる新しい政治への期待が、住民運動を活性化させる大きな要因として作用し、またそれが住民の地方行政に対する要求の増大を伴って、自治行政への直接参与が求められた背景になったと考えられる」と解説している。
- (12) 住民投票法の内容については、金玄珠同上論文及び崔祐溶「韓国住民投票法の内容と残された課題」『自治総研』No.313, 2004.11, pp.46-69を参照。崔論文には、法律の全文訳も付されている。



- (13) 韓国の統一地方選挙は一斉に行なわれるため、全地方自治体の首長及び議員の任期は同一である。「1期」が1995～1998年の3年間であるのは、国会議員選挙と地方統一選挙を2年毎におこなうため、この時に限り執られた措置である。
- (14) 国会行政自治委員会「リコールに関する法律案検討報告書」2006.4.による。地方自治体首長や議員の不正腐敗に対し、「本来は住民による監視とコントロールの機能が発揮されるべきではあるが、韓国は地方自治が未熟であり過渡期にある」として、国家が関与できる仕組みが必要との見解も一方ではあった。その一端として、金大中政権時、与党であった新千年民主党は、リコール制度の代わりに、地方自治体首長に対する「住民請求懲戒」制度を含む地方自治法改正案を提案していた。住民の20%若しくは監査院が首長の懲戒を要求すれば、大統領、国会、法院（裁判所に相当）が各々3名ずつ推薦し構成した国家の「地方自治体首長懲戒委員会」が、首長に対する懲戒を決定するというものである。しかし、これは、住民が直接選出した地方自治体首長を国家機関が懲戒する制度であるため、地方自治体の人事権を本質的に侵害するものであり、地方自治に対する憲法上の保障に全面的に背馳する立法案であるとして批判が大きく、最終的には可決されなかった。
- (15) 「주민소환제, 다시 쓰는 한국정치사— (기고) ‘제도적 민주화’에서 ‘실질적 민주화’로」(リコール制、書き直す韓国政治史— (寄稿) ‘制度的民主化’から ‘実質的民主化’へ) 『PRESSian』 2006.5.4.
- (16) 前掲注(14)参照。
- (17) 同上
- (18) 実際に2006年5月31日に実施された統一地方選挙において選挙権が付与された外国人の数は、合計6,726名であり、内訳は華僑(台湾国籍)6,580名、日本国籍100名、中国籍23名、米国14名、その他が9名であった。「5・31 지방선거/영주권 가진 외국인 6700여명 첫 투표」(5・31地方選挙/永住権を有す

る外国人、6,700名余も初めての投票)『毎日経済新聞』2006.6.1.

- (19) 「위기의 지방자치(4)대안은 무엇인가」(危機の地方自治(4)代案は何か)『京郷新聞』2006.6.6.
- (20) 前掲注(15)による。
- (21) 「사설: 주민소환제 성공하려면」(社説:リコール制、成功しようとするなら)『ソウル新聞』2006.5.4.
- (22) 「리콜에 관한 법률 일부개정법률안 (이·잉기議員代表發議)」議案番号4479, 發議年月日2006.6.14.
- (23) 呉在一ほか「鼎談 韓日の分権改革に参画して(第2次地方分権改革への展望第1回)」『ジュリスト』No.1306, 2006.2.15, p.84.

#### 参考文献 (注に記したものは除く)

- ・自治体国際化協会編『韓国の地方自治』自治体国際化協会, 2000. <<http://www.clair.or.kr/info/info.asp?np=403>>
- ・鄭光燮「韓国の地方自治の成立過程と現状」『月刊自治研』No.519, 2002.12, pp.71-86.
- ・松井千依「韓国における地方分権—参与政府の地方分権推進ロードマップ(特集 強力なリーダーシップの下で進む 韓国の分権改革—ソウル事務所特集)」『自治体国際化フォーラム』No.172, 2004.2, <<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/forum172.html>>
- ・三満照敏『韓国における地方自治制度』東京都議会議員会局, 1990.
- ・若山浩司「韓国の地方分権の現状と課題—中央政府および地方自治体関係者への意識調査から—」『季刊経済研究』Vol.25 No.1, 2002.6, pp.3-12.
- ・韓国国会行政自治委員会『지방자치단체장과 지방의원의 주민소환제에 관한 연구(地方自治体長と地方議員のリコール制に関する研究)』(国会行政自治委員会2003年政策研究報告書)2003.

(しらい きょう・海外立法情報課)

# リコールに関する法律

주민소환에 관한 법률

(2006年5月24日制定 法律第7958号 2007年5月25日施行)

白井 京訳

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この法律は、「地方自治法」第13条の8の規定<sup>(注1)</sup>によるリコールの投票請求権者、請求要件、手続き及び効力等に関して規定することにより、地方自治に関する住民の直接参加を拡大し、地方行政の民主性と責任性を高めることを目的とする。

### 第2条 (リコール投票の事務管理)

①リコール投票事務は、「公職選挙法」第13条第1項の規定により、当該地方自治体の長の選挙及び地方議会議員選挙の選挙区選挙事務を行う選挙管理委員会(以下「管轄選挙管理委員会」という。)が管理する。

②第1項の規定により、管轄選挙管理委員会がリコール投票の事務を管理するにあたっては、「公職選挙法」第13条第3項から第6項までの規定<sup>(注3)</sup>を準用する。この場合「選挙管理」は「リコール投票管理」、「選挙」は「リコール投票」、「選挙事務」及び「選挙区選挙事務」は各々、「リコール投票事務」と読み替える。

### 第3条 (リコール投票権)

①第4条第1項の規定によるリコール投票人名簿作成基準日現在、次の各号の一に該当する者は、リコール投票権を有する。

1. 19歳以上の住民で、当該地方自治体管轄区域に住民登録されている者(「公職選挙法」第18条の規定により選挙権を有しない者を除く。)
2. 19歳以上の外国人で、「出入国管理法」第

10条の規定に基づく永住の滞留資格を取得した日から3年が経過した者のうち、同法第34条の規定により当該地方自治体管轄区域の外国人登録台帳に登録された者

②リコール投票権者の年齢は、リコール投票日現在を基準として計算する。

### 第4条 (リコール投票人名簿の作成及び確定)

①リコール投票を実施するときは、リコール投票人名簿作成基準日(第12条の規定によるリコール投票発議日をいう。)から5日以内に、リコール投票人名簿を作成しなければならない。

②リコール投票人名簿に登録されている国内居住者のうち、リコール投票日に投票所に行き投票することができない者は、リコール投票人名簿作成期間内に、不在者申告をすることができる。

③第1項の規定によるリコール投票人名簿の作成及び確定並びに第2項の規定による不在者申告の手続き及び不在者申告人名簿の作成等に関しては、「公職選挙法」第37条から第46条までの規定<sup>(注4)</sup>を準用する。このとき、第9条の規定によるリコール投票請求人代表者と第12条第2項の規定によるリコール投票対象者が、「公職選挙法」第46条の規定によるリコール投票人名簿(不在者申告人名簿を含む。)の複製物や電算資料の複製物の交付を申請する場合には、第18条第1項の規定によるリコール投票運動期間開始日の翌日までに行わなければならない。



## 第5条（リコール投票権行使の保障及びリコール投票の広報・教導）

- ①国及び地方自治体は、リコール投票権者がリコール投票権を行使することができるよう、必要な措置を執らなければならない。
- ②公務員、学生又は他の人に雇用された者が、リコール投票人名簿を閲覧し、又は投票をするために必要な時間は保障されなければならない、これを休務又は休業とはみなさない。
- ③管轄選挙管理委員会は、その主管の下に文書、図画、施設物、新聞又は放送等の方法により、リコール投票への参加、投票方法その他リコール投票に関して必要な教導及び広報を実施しなければならない。

## 第6条（他の法律との関係）

リコールに関しては、「<sup>(注5)</sup> 濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」等、他の法律に特別な規定がある場合を除いて、この法律に定めるところによる。

## 第2章 リコール投票の請求等

### 第7条（リコール投票の請求）

①前年度の12月31日現在、住民登録票及び外国人登録票に登録された第3条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「リコール投票請求権者」という。）は、当該地方自治体の長及び地方議会議員（比例代表選出の市・道議員及び自治区・市・郡議員を除く。以下「<sup>(注6)</sup> 選出職地方公職者」という。）に対して、次の各号に該当する住民の署名により、リコール事由を書面に具体的に明示し、管轄選挙管理委員会にリコール投票の実施を請求することができる。

1. 特別市長、広域市長及び道知事（以下「市・道知事」という。）：当該地方自治体のリコール投票請求権者総数の100分の10以上
2. 市長、郡守及び自治区の区長：当該地方自

治体のリコール投票請求権者総数の100分の15以上

3. 地域選挙区市・道議会議員（以下「地域区市・道議員」という。）及び地域選挙区自治区、市、郡議会議員（以下「地域区自治区、市、郡議員」という。）：当該地方議会議員の選挙区内のリコール投票請求権者総数の100分の20以上

②第1項の規定により市・道知事に対するリコール投票を請求するにあたって、当該地方自治体管轄区域内のすべての市、郡及び自治区の数が3以上の場合、3分の1以上の市、郡及び自治区において、それぞれリコール投票請求権者総数の10,000分の5以上、1,000分の10以下の範囲内で、大統領令が定める数以上の署名を集めなければならない。ただし、当該地方自治体管轄区域内のすべての市、郡及び自治区の数が2である場合は、各々リコール投票請求権者総数の100分の1以上の署名を集めなければならない。

③第1項の規定により、市長、郡守、自治区の区長及び地域区地方議会議員（市・道議員及び自治区・市・郡議員を含む。以下同じ。）に対するリコール投票を請求するにあたって、当該市長、郡守及び自治区の区長並びに当該地域区地方議会議員の選挙区内のすべての邑、面及び洞の数が3以上の場合、3分の1以上の邑、面及び洞において、それぞれリコール投票請求権者総数の10,000分の5以上1,000分の10以下の範囲内で、大統領令が定める数以上の署名を集めなければならない。ただし、当該市長、郡守及び自治区の区長並びに当該地域区地方議会議員の選挙区内のすべての邑、面及び洞の数が2である場合は、各々リコール投票請求権者総数の100分の1以上の署名を集めなければならない。

④リコール投票請求権者の総数は、前年度12月31日現在の住民登録票及び外国人登録票により

算定する。

⑤地方自治体の長は、毎年1月10日までに、第4項の規定により算定したリコール投票請求権者の総数を公表しなければならない。

### 第8条（リコール投票の請求制限期間）

第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、リコール投票の実施を請求することができない。

1. 選出職地方公職者の任期開始日から1年が経過しないとき
2. 選出職地方公職者の任期満了日から1年未満のとき
3. 当該選出職地方公職者に対し、リコール投票を実施した日から1年以内であるとき

### 第9条（署名要請活動）

①リコール投票請求人代表者（以下「リコール請求人代表者」という。）及び書面によってリコール請求人代表者から署名要請権を委任された者は、大統領令が定める署名要請活動期間の間、リコール投票の請求事由が記載され管轄選挙管理委員会が検認して交付したリコール請求人署名簿（以下「リコール請求人署名簿」という。）を使用してリコール投票請求権者に署名を要請することができる。この場合、第10条の規定により署名が制限される期間は、署名要請活動期間に算入しない。

②リコール請求人代表者が署名要請権を委任しようとするときは、その都度、人的事項等を記載して管轄選挙管理委員会に申し出なければならない。

③リコール請求人署名簿に署名をした者が署名を撤回しようとするときは、そのリコール請求人署名簿が管轄選挙管理委員会に提出される前に撤回しなければならない。この場合、リコール請求人代表者は、直ちにリコール請求人署名簿からその署名を削除しなければならない。

### 第10条（署名要請活動の制限）

①リコール請求人代表者及び書面によりリコール請求人代表者から署名要請権を委任された者（以下「リコール請求人代表者等」という。）は、当該選出職地方公職者の選挙区のすべて又は一部について、「公職選挙法」の規定による選挙が実施されるときは、その選挙日の60日前から選挙当日までの間、その選挙区において署名を要請することができない。

②次の各号の一に該当する者は、リコール請求人代表者等になることができず、署名要請活動をし、又は署名要請活動を企画・主導する等、署名要請活動に関与することができない。

1. リコール投票権を有しない者
2. 「国家公務員法」第2条に規定された国家公務員及び「地方公務員法」第2条に規定された地方公務員。ただし、「高等教育法」第14条第1項及び第2項の規定による総長、学長、教授、副教授、助教授及び専任講師である教員は除く。
3. 他の法令の規定により公務員の身分を有する者
4. 「公職選挙法」第60条第1項に規定した選挙運動を行うことができない者（第4号を除く）。
5. 選出職地方公職者の当該選挙において候補者になろうとする者（以下「立候補予定者」という。）、立候補予定者の家族（配偶者、立候補予定者又は配偶者の直系尊卑属及び兄弟姉妹並びに立候補予定者の直系卑属及び兄弟姉妹の配偶者をいう。）及びこれらの者が設立、運営している機関、団体及び施設の役員及び職員

③リコール請求人代表者等を除いて、いかなる者も署名を要請することはできず、検認されていないリコール請求人署名簿に、署名を集めることはできない。

④リコール請求人代表者等が、リコール請求人

署名簿を提示し、又は口頭でリコール投票の主旨又は理由を説明する場合を除いて、いかなる者も、印刷物、施設物その他の方法を利用して署名要請活動を行うことができない。

### 第11条（リコール投票請求の却下）

管轄選挙管理委員会は、第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第12条第1項の規定により、リコール請求人代表者が提出したリコール投票請求が次の各号の一に該当する場合には、請求を却下しなければならない。この場合、管轄選挙管理委員会は、リコール請求人代表者にその事由を通知し、公表しなければならない。

1. 有効な署名の総数（第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第12条第7項の<sup>(注7)</sup>規定により補正を要求したときは、その補正された署名を含む。）が、第7条第1項から第3項までの規定による要件に達しない場合
2. 第8条の規定によるリコール投票の請求制限期間内に請求した場合
3. リコール投票請求書（以下「リコール請求書」という。）及びリコール請求人署名簿が、第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第12条第1項の<sup>(注8)</sup>規定による期間を経過して提出された場合
4. 第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第12条第7項の規定による補正期間内に補正しない場合

## 第3章 リコール投票の実施等

### 第12条（リコール投票の発議）

①管轄選挙管理委員会は、第7条第1項から第3項までの規定によるリコール投票請求が適法であると認定する場合は、遅滞なくその要旨を公表し、リコール請求人代表者及び当該選出職

地方公職者にその事実を通知しなければならない。

②管轄選挙管理委員会は、第1項の規定による通知を受けとった選出職地方公職者（以下「リコール投票対象者」という。）に対するリコール投票を発議しようとするときは、第14条第2項の規定によるリコール投票対象者の弁明要旨又は弁明書の提出期間が経過した日から7日以内に、リコール投票日とリコール投票案（リコール請求書要旨を含む。）を公告し、リコール投票を発議しなければならない。

### 第13条（リコール投票の実施）

①リコール投票日は、第12条第2項の規定による公告日から20日以上30日以下の範囲内で、管轄選挙管理委員会が定める。ただし、リコール投票対象者が自らの辞職、被選挙権喪失又は死亡等により欠員となったときは、リコール投票は実施しない。

②第12条第2項の規定によるリコール投票公告日以後90日以内に、次の各号の一に該当する投票又は選挙があるときは、第1項の規定にかかわらず、リコール投票をこれに併合し又は同時に実施することができる。

1. 「住民投票法」による住民投票
2. 「公職選挙法」による選挙、再選挙及び補欠選挙（大統領及び国会議員選挙を除く。）
3. 同一又は他の選出職地方公職者に対するリコール投票

### 第14条（弁明の機会の保障）

①管轄選挙管理委員会は、第7条第1項から第3項までの規定によるリコール投票請求が適法であると認定するときは、遅滞なく、リコール投票対象者に、書面により弁明することを要請しなければならない。

②第1項の規定により弁明要請を受けたリコール投票対象者は、要請を受けた日から20日以内



に、500字以内の弁明要旨及び弁明書（必要な資料を記載した弁明資料を含む）を管轄選挙管理委員会に提出しなければならない。この場合において、弁明書又は弁明要旨を提出しないときは、弁明がないものとみなす。

③第12条第2項の規定によりリコール投票日及びリコール投票案を公告するときは、第2項の規定による弁明要旨を共に公告しなければならない。

#### 第15条（リコール投票の形式）

①リコール投票は、賛成又は反対を選択する形式により実施する。

②地方自治体の同一管轄区域に2名以上のリコール投票対象者がいるときは、管轄選挙管理委員会は、一つの投票用紙に、対象者別に第1項の規定による形式によりリコール投票を実施することができる。

#### 第16条（リコール投票の実施区域）

①地方自治体の長に対するリコール投票は、当該地方自治体の管轄区域全体を対象とする。

②地域区地方議会議員に対するリコール投票は、当該地方議会議員の地域選挙区を対象とする。

#### 第17条（リコール投票運動の原則）

この法律において「リコール投票運動」とは、リコール投票に付され、又は付されることになる事項に関して、賛成又は反対する行為をいう。ただし、次の各号の一に該当する行為は、リコール投票運動とみなさない。

1. リコール投票に付され、又は付されることになる事項に関する単純な意見の開陳及び意思表示
2. リコール投票運動に関する準備行為

#### 第18条（リコール投票運動の期間及びリコール投票運動を行うことができない者）

①リコール投票運動は、第12条第2項の規定によるリコール投票公告日の翌日から投票日前日まで（以下「リコール投票運動期間」という。）行うことができる。

②第1項の規定にかかわらず、第13条第2項の規定によりリコール投票が実施される場合のリコール投票運動期間は、リコール投票日前25日から投票日前日までとする。

③「公職選挙法」第60条第1項の各号の一に該当する者は、リコール投票運動を行うことができない。ただし、当該リコール投票の対象者は、その限りではない。

#### 第19条（リコール投票運動の方法）

リコール投票運動の方法は、当該リコール投票対象者の選挙に関する規定に限り、公職選挙法第61条、第63条（選挙運動機関に関する事項に限る。）、第69条、第79条（司会者に関する事項を除く。）、第82条（第1項但書を除く。）、第82条の4及び第82条の6の規定を準用する。この場合「選挙運動期間」は「リコール投票運動期間」、「候補者」は「リコール請求人代表者及びリコール投票対象者」、「選挙」は「リコール投票」、「政党推薦候補者」は「選出職地方公職者」、「所属政党の政綱政策又は候補者の政見その他広報に必要な事項」、「党歌等、政党又は候補者を広報する内容の音楽」及び「所属政党の政綱政策や候補者の経歴、政見、活動状況」はそれぞれ「リコール投票運動に必要な事項」と読み替える。

#### 第20条（リコール投票運動の制限）

①いかなる者も、リコール投票運動期間中に、この法律において準用する「公職選挙法」による選挙運動機関の設置、新聞広告、公開場所における演説及び対談、言論機関の招請による対

談及び討論会、情報通信網を利用した選挙運動及びインターネット広告と第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第17条の規定による管轄選挙管理委員会が主管するリコール投票公報の発行及び配付、「公職選挙法」第8条の7の規定による選挙放送討論委員会が中央選挙管理委員会の規則により定める方法で開催する討論会（やむを得ない事由により討論会を開催することができない場合は、屋内合同演説会をいう。）以外の方法で、リコール投票運動を行ってはならない。

②第1項の規定により、リコール投票運動を行なう場合は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

1. 「公職選挙法」第80条の規定による演説禁止場所での演説行為
2. 「公職選挙法」第82条の5の規定に違反し、電子メールを利用したりコール投票運動情報を伝送する行為
3. 「公職選挙法」第91条で定める拡声装置及び自動車の使用制限に関する規定に違反する行為
4. 「公職選挙法」第102条の規定に違反して、夜間に演説及び対談を行う行為
5. 「公職選挙法」第106条の規定に違反して、戸別訪問をする行為
6. リコール投票運動を目的に署名または捺印を得る行為

③地位を利用したりコール投票運動の禁止に関しては、「公職選挙法」第85条の規定を準用する。この場合、「選挙運動」は、「リコール投票運動」と読み替える。

#### 第4章 リコール投票の効力及び訴訟等

##### 第21条（権限行使の停止及び権限代行）

①リコール投票対象者は、管轄選挙管理委員会が第12条第2項の規定によりリコール投票案を

公告したときから、第22条第3項の規定によりリコール投票結果を公表するときまで、権限行使が停止される。

②第1項の規定により、地方自治体の長の権限が停止された場合は、副知事、副市長、副郡守、副区長（以下「副団体長」という。）が、「地方自治法」第101条の2第4項の規定を準用してその権限を代行し、副団体長が権限を代行することができないときは、「地方自治法」第101条の2第5項の規定を準用し、権限を代行する。<sup>(注11)</sup>

③第1項の規定により権限行使が停止された地方議会議員は、その停止期間の間、「公職選挙法」第111条の規定による議政活動報告を行うことができない。ただし、インターネットに議政活動報告書を掲載することはできる。

##### 第22条（リコール投票結果の確定）

①リコールは、第3条の規定によるリコール投票権者（以下「リコール投票権者」という。）総数の3分の1以上の投票と、有効投票総数の過半数の賛成により確定される。

②全リコール投票者の数が、第3条の規定によるリコール投票権者総数の3分の1に達していないときは、開票を行わない。

③管轄選挙管理委員会は、開票が終わったときは、遅滞なく結果を公表した後、リコール請求人代表者、リコール投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治体の長（地方自治体の長がリコール投票対象者の場合は、第21条第2項の規定により権限を代行する当該地方自治体の副団体長をいう。）及び当該地方議会の議長（地方議会議員がリコール投票対象者の場合に限る。地方議会の議長がリコール投票対象者の場合は、当該地方議会の副議長をいう。）に通知しなければならない。第2項の規定により開票を行わないときもまた、同様である。

### 第23条（リコール投票の効力）

①第22条第1項の規定によりリコールが確定したときは、リコール投票対象者は、結果が公表された時からその職を喪失する。

②第1項の規定により職を喪失した者は、それにより実施するこの法律又は「公職選挙法」による当該補欠選挙に、候補者として登録することができない。

### 第24条（リコール投票訴訟等）

①リコール投票の効力に関して異議がある当該リコール投票対象者又はリコール投票権者（リコール投票権者総数の100分の1以上の署名を集めなければならない。）は、第22条第3項の規定によりリコール投票結果が公表された日から14日以内に、管轄選挙管理委員会委員長を被訴願人として、地域区市・道議員、地域区自治区・市・郡議員又は市長・郡守・自治区の区長を対象とするリコール投票においては特別市・広域市・道選挙管理委員会に、市・道知事を対象とするリコール投票においては中央選挙管理委員会に訴願することができる。

②第1項の規定による訴願に対する決定に関して不服がある訴願人は、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、その決定書を受けた日（決定書を受けることができなかつたときは、「公職選挙法」第220条第1項の規定による決定期間が終了した日をいう。）<sup>(注12)</sup> から10日以内に、地域区市・道議員、地方区自治区・市・郡議員又は市長・郡守・自治区の区長を対象とするリコール投票においては、その選挙区を管轄する高等<sup>(注13)</sup> 法院に、市・道知事を対象とするリコール投票においては大法院に訴訟を提起することができる。<sup>(注14)</sup>

③リコール投票に関する訴願及び訴訟の手続きに関しては、この法律に規定された事項を除き、「公職選挙法」第219条から第229条までの規定のうち、地方自治体の長及び地方議会議員に関

する規定を準用する。

### 第25条（補欠選挙の実施制限等）

①第24条の規定によるリコール投票に関する訴願及び訴訟が提起され、又は第27条第1項の規定により準用される「住民投票法」第26条の規定による再投票が実施されるときは、その結果が確定した後に、補欠選挙を実施しなければならない。

②補欠選挙及び再投票に関しては、この法律で規定した事項を除き、地方自治体の長及び地方議会議員に関する規定に限って「公職選挙法」第195条から第201条までの規定を準用する。<sup>(注16)</sup>

### 第26条（リコール投票管理経費）

①リコール投票事務の管理に必要な次の各号の費用は、当該地方自治体が負担するが、リコール請求人代表者及びリコール投票対象者がリコール投票運動のために支出した費用は、各自が負担する。

1. リコール投票の準備、管理及び実施に必要な費用
2. リコール投票公報の発行、討論会等の開催及び不法リコール投票運動の取締りに必要な経費
3. リコール投票に関する訴願及び訴訟に関連する経費
4. リコール投票結果についての資料の整理、その他リコール投票事務の管理のための管轄選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

②地方自治体は、第1項の規定による経費を、リコール投票発議日から5日以内に管轄選挙管理委員会に納付しなければならない。

③第1項の規定によるリコール投票経費の算出基準、納付手続き、納付方法、執行、会計及び返還その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則に定める。



## 第5章 「住民投票法」の準用等

### 第27条（「住民投票法」の準用等）

①リコール投票に関連して、この法律に定めた事項を除いては、「住民投票法」第3条第2項、第4条、第10条第1項及び第2項、第12条（第8項を除く。）、第17条から第19条まで、第23条並びに第26条の規定を準用する。<sup>(注17)</sup>この場合、「住民投票管理機関」は「リコール投票管理機関」、「地方自治体の長」は「管轄選挙管理委員会」、「住民投票」は「リコール投票」、「住民投票事務」は「リコール投票事務」、「住民投票請求権者」は「リコール投票請求権者」、「住民投票請求人代表者」及び「請求人代表者」はそれぞれ「リコール投票請求人代表者」、「住民投票請求」は「リコール投票請求」、「住民投票請求書」は「リコール投票請求書」、「請求人代表者証明書」は「リコール請求人代表者証明書」、「住民投票案」は「リコール投票案」、「地方自治体の条例」及び「当該地方自治体の条例」はそれぞれ「大統領令」に読み替え、同法第10条第1項のうち「第9条第2項」は「第7条」に、同法第12条第1項のうち「特別市、広域市又は道」は「市・道知事」、「自治区、市又は郡」は「市長、郡守、自治区長、地域区市・道議員及び地域区自治区・市・郡議員」、同法第26条第3項のうち「地方自治体の長は、管轄選挙管理委員会と協議して」は「管轄選挙管理委員会」と、読み替える。

②「住民投票法」第19条を準用するにあたって、<sup>(注18)</sup>不在者投票所において投票しなければならない不在者申告人のうち、住民登録地である市・郡・区以外に居所をおく者の不在者投票に関しては、居住投票者の例により、リコール投票時間は午前6時から午後8時までとする。

## 第6章 罰則

### 第28条（罰則）

第20条第3項の規定により準用される「公職

選挙法」第85条第1項の規定に違反してリコール投票運動をし、又はさせた者は、5年以下の懲役に処する。<sup>(注19)</sup>

### 第29条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役又は3千万ウォン<sup>(注20)</sup>以下の罰金に処する。

1. リコール投票の結果に影響を及ぼす目的で、リコール投票人（リコール投票人名簿作成前には、そのリコール投票人名簿に掲載される資格がある者を含む。以下、この条において同じ。）に、金銭、物品、車馬、饗応その他財産上の利益若しくは公私の職を提供し、又はその提供の意思を表示し、若しくはその提供を約束した者
2. リコール投票運動に利用する目的で、学校その他の公共機関、社会団体、宗教団体、労働団体又は青年団体、婦女団体、高齢者団体、在郷軍人団体、氏族団体その他の機関、団体、施設に、金銭若しくは物品等、財産上の利益を提供し、又は提供の意思を表示し、若しくは提供を約束した者
3. リコール投票運動に利用する目的で、野遊<sup>(注21)</sup>会、同窓会、親睦会、郷友会、契の集会<sup>(注22)</sup>その他選挙区民の集会又は行事に、金銭、物品、飲食物その他財産上の利益を提供し、又は提供の意思を表示し、若しくは提供を約束した者
4. 第1号から第3号までに規定された行為に関して、指示、勧誘、要求又は斡旋した者
5. リコール投票人に対して暴行し、脅迫し、又は不法に逮捕し、若しくは監禁し、又は不正な方法によりリコール投票の自由を妨害した者
6. 法令によらずにリコール投票箱を開封し、又はその投票箱（空の投票箱を含む。）若しくは投票箱内のリコール投票紙を除去、破壊、毀損、隠匿又は奪取した者

7. リコール投票の結果に影響を及ぼす目的で、演説、放送、新聞、通信、雑誌、張り紙、宣伝文書及びその他の方法で虚偽事実を流布し、又は虚偽事実を掲載した宣伝文書を配布する目的で所持した者
8. リコール投票の結果に影響を及ぼす目的で、包装された贈物又は金が入った封筒等、多数のリコール投票人に配布するよう仕分けされた形態になっている金品を運搬した者
9. リコール投票人名簿作成に関係のある者で、その職権を濫用してリコール投票人名簿の閲覧を妨害し、又はその閲覧に関する職務を放棄した者

### 第30条（罰則）

①次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条第1号から第3号までに規定された利益若しくは公私の職を提供され、又はその提供の意思表示を承諾した者
2. 姓名の詐称、身分証明書の偽造若しくは変造その他の不正な方法により、リコール投票をし、又はリコール投票をしようとした者
3. 虚偽の方法により、リコール投票人名簿に掲載させた者
4. リコール投票に関する署名要請活動及び投票運動の機会を利用して、特定政党や「公職選挙法」の規定による公職選挙の候補者になろうとする者に支持、推薦若しくは反対し、又はその他の選挙運動に至る行為を行った者

②次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第20条第1項の規定に違反してリコール投票運動を行った者
2. 第20条第2項の規定により適用される「公職選挙法」第82条の5の規定に違反し、リコール投票運動目的の情報を伝送した者

### 第31条（罰則）

①第20条第3項の規定により準用される「公職選挙法」第85条第2項及び第3項の規定に違反した行為をし、又はさせた者は、3年以下の懲役又は600万ウォン以下の罰金に処する。

②第20条第2項（第2号を除く。）の規定により適用される「公職選挙法」第82条の5の規定に違反し、リコール投票運動目的の情報を伝送した者は、2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

### 第32条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第10条の規定に違反し署名を要請した者
2. 第18条の規定によるリコール投票運動の制限に違反しリコール投票運動を行った者
3. 第20条第2項の規定に違反してリコール投票運動を行った者

### 第33条（罰則）

この法律で準用する「公職選挙法」の規定に関連して、次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 「公職選挙法」第61条第5項の規定に違反して、リコール投票運動機関を設置した者
2. 「公職選挙法」第69条第4項から第6項まで及び第82条の7第4項の規定に違反して、広告を行った者
3. 「公職選挙法」第79条第1項、第3項から第5項まで、第6項（標識を付さない場合を除く。）、第7項及び第9項（身分証明書を付けない場合を除く。）、<sup>(注24)</sup>の規定に違反して、公開場所での演説、対談を行った者
4. 「公職選挙法」第272条の2第3項の規定に<sup>(注25)</sup>違反して、出入を妨害し、又は資料提出要求に応じず、若しくは虚偽の資料を提出した者

### 第34条 (利益の没収)

第29条第1号から第3号までに規定する罪を犯した者が得た利益は、没収する。ただし、全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

### 第35条 (リコール投票に関する過料)

①「刑事訴訟法」第211条に規定される現行犯又は準現行犯として、この法律で準用する「公職選挙法」第272条の2第4項の規定による同行要求に応じない者は、300万ウォン以下の過料に処する。

②次の各号の一に該当する者は、この法律に他の規定がある場合を除き、200万ウォン以下の過料に処する。

1. この法律又はこの法律で準用する「公職選挙法」の規定による申告及び提出の義務を怠った者
2. 学校、官公署その他公共機関又は団体の長で、選挙管理委員会の投票所及び開票所設置のための場所の協力の要求に、正当な事由なく応じない者
3. 選挙管理委員会が貼付したリコール投票用紙の見本を毀損又は汚損した者
4. この法律で準用する「公職選挙法」第79条第9項の規定に違反して、身分証明書をつけない者

③次の各号の一に該当する者は、100万ウォン以下の過料に処する。

1. リコール投票事務員、不在者リコール投票事務員、開票事務員に委嘱された者で、正当な事由なく職務遂行を拒否、放棄又は怠った者
2. この法律で準用する「公職選挙法」第61条第6項の規定に違反して、リコール投票運動機関に看板、扁額、垂れ幕を設置又は掲示した者<sup>(注26)</sup>
3. この法律で準用する「公職選挙法」第79条

第6項の規定に違反して、標識を付さずに演説又は対談を行った者

4. この法律で準用する「公職選挙法」第272条の2第4項の規定による出席要求<sup>(注27)</sup>に、正当な事由なく応じない者

④第1項から第3項までの規定による過料の賦課及び徴収手続きに関しては、「公職選挙法」第261条第6項から第9項までの規定を準用する。

## 第7章 補則

### 第36条 (リコール投票犯罪の調査等)

①管轄選挙管理委員会は、リコール投票を実施する都度、リコール投票不正を監視するために、署名要請活動期間開始日からリコール投票日まで、当該管轄選挙管理委員会にリコール投票不正監視団を置く。

②市・道選挙管理委員会は、インターネットを利用したりコール投票不正を監視するため、第1項の規定による期間中、サイバーリコール投票不正監視団を設置し、運営しなければならない。

③第1項及び第2項の規定による監視団に関連して、この法律で定めた事項を除いて、「公職選挙法」第10条の2第2項前段、第5項から第8項まで及び第10条の3の規定を準用する。この場合「選挙不正監視団」は「リコール投票不正監視団」、「サイバー選挙不正監視団」は「サイバーリコール投票不正監視団」、「選挙運動」は「リコール投票運動」、「選挙不正監視事務」は「リコール投票不正監視事務」と、読み替える。

④選挙管理委員会が、この法律の規定によりリコール投票を実施する場合、この法律の違反行為に対する取締り及び調査については、「公職選挙法」第272条の2及び「選挙管理委員会法」第14条の2の規定を準用する。<sup>(注29)</sup>



### 第37条（リコール投票犯罪申告者等の保護）

第28条から第33条までの罪及び第35条の過料に該当する罪を届けた申告者等の保護<sup>(注30)</sup>に関しては、「公職選挙法」第262条の2の規定を準用する。

### 第38条（リコール投票犯罪申告者に対する褒賞金支給）

各選挙管理委員会（邑、面、洞選挙委員会を除く。以下この条において同じ。）は、第28条から第33条までの罪及び第35条の過料に該当する罪を選挙管理委員会が認知する前に届け出た者に、中央選挙管理委員会規則が定めるところに従い、褒賞金を支給することができる。

### 付則

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

#### （注）

- (1) 地方自治法第13条の8（リコール）は、「リコールに関する法律」の制定と同時に新設されたもので、具体的な条文は、以下の通りである。

#### 第13条の8（リコール）

- ①住民は、当該地方自治体の長及び地方議会議員（比例代表地方議会議員を除く。）に対し、リコールする権利を有する。
- ②リコールの投票請求権者、請求要件、手続き及び効力等に関しては、他の法律により定める。
- (2) 公職選挙法第13条（選挙区選挙管理）第1項は、選挙区の選挙事務を行う選挙管理委員会についての規定であり、1. 大統領選挙及び比例代表全国選挙区国会議員選挙については中央選挙管理委員会が、2. 特別・広域市長、道知事、比例代表選挙区市・道議会議員の選挙については市・道選挙管理委員会が、3. 地域選挙区国会議員選挙、地域選挙区市・道議会議員選挙等についてはその選挙区を管轄する区・市・郡

選挙管理委員会が、それぞれ管理するよう定めている。

- (3) 公職選挙法第13条（選挙区選挙管理）第3項から第6項までの規定は、各選挙管理委員会の選挙管理事務内容について詳細に定めている。
- (4) 公職選挙法 第5章（選挙人名簿）の、すべての条項を指す。
- (5) 済州島については、解説においても述べた通り、特別自治道として高度の自治権が認められている。リコールについては、地方自治体首長と地方議員以外に教育監（地方自治団体の教育・科学及び体育に関する事務を管掌する執行機関の長）を含める等、若干異なる点が見受けられる。
- (6) 「選出職」は、選挙により選ばれる職を意味する。
- (7) 住民投票法第12条（請求人名簿の審査、確認等）第7項は、署名簿に無効の署名があり、要件に達しないときは、各自治体の条例により定めた期間内に、請求人代表者に対し補正させることができると規定する。
- (8) 住民投票法第12条（請求人名簿の審査、確認等）第1項では、請求人代表者は、各自治体の条例により定めた署名要請期間が満了する日から、市・道の場合は10日以内に、自治区・市・郡の場合は5日以内に、住民投票請求書及び請求人署名簿を地方自治体の長に提出しなければならないと定める。
- (9) 公職選挙法第60条は、選挙運動を行うことができない者を規定している。
- (10) 公職選挙法のこれらの規定は、第61条（選挙運動機関の設置）、第63条（選挙運動機関及び選挙事務関係者の申告）、第69条（新聞広告）、第79条（公開場所での演説及び対談）、第82条（言論機関の候補者等招請対談及び討論会）、第82条の4（情報通信網を利用した選挙運動）、第82条の6（インターネット言論社の掲示板、チャットルーム等における実名確認）について定めるものである。なお、第82条の4及び第82条の6については、拙稿「韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定」『外国の立法』No.227, 2006.2, pp.124-125に翻訳を掲載しているの

- で、参照されたい。
- (11) 地方自治法第101条の2第5項では、副団体長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときについて、当該地方自治体の規則に定められた職制順による公務員がその権限を代行し又は職務を代理すると定めている。
  - (12) 公職選挙法第220条第1項によれば、訴願を受け付けた日から60日以内をいう。
  - (13) 日本の高等裁判所に相当する。
  - (14) 日本の最高裁判所に相当する。
  - (15) 公職選挙法 第15章（選挙に関する争訟）の、すべての条項を指す。
  - (16) 公職選挙法 第13章（再選挙及び補欠選挙）の、すべての条項を指す。
  - (17) 住民投票法の日本語訳は、崔祐溶「韓国住民投票法の内容と残された課題」『自治総研』No.313, 2004.11, pp.54-63に掲載されている。
  - (18) 住民投票法第19条は、投票及び開票手続き等について、公職選挙法第10章（投票）及び第11章（開票）の規定を準用すると定めている。
  - (19) 公職選挙法第85条は、地位を利用した選挙運動の禁止を定める。
  - (20) 日本円で約366万円に相当する（2006年8月31日現在）。以下、1千万ウォンは約122万円、500万ウォンは約61万円である。
  - (21) 「野遊会」は、韓国において頻繁に行なわれる親睦行事の一種である。
  - (22) 「契」は、日本の「頼母子講」に相当する伝統的な相互扶助組織であり、韓国では現在でも盛んに行われている。特に都市の女性達の金融契はその普及度と資金額において、今日なお庶民の家庭生活と事業経営にとって最も身近でかつ有効な短期融資の手段となっている。
  - (23) 公職選挙法第79条（公開場所での演説・対談）第6項では、自動車及び拡声装置に、中央選挙管理委

- 員会規則の定める標識を付けなければならないと規定している。なお、標識を付さなかった場合については、この法律第35条第3項第3号において、過料に処すると定めている。
- (24) 前掲第79条第9項では、演説員が演説・対談するときは中央選挙管理委員会規則が定める身分証明書を付けなければならないと規定している。なお、身分証明書を付けなかった場合については、この法律第35条第2項第4号において、過料に処すると定めている。
  - (25) 公職選挙法第272条の2（選挙犯罪の調査等）は、各級選挙管理委員会に対し、選挙犯罪の調査権限を認めている。
  - (26) 公職選挙法第61条第6項では、選挙事務所等に掲示する看板等について、合計4つ以内と定めている。
  - (27) 公職選挙法第272条の2（選挙犯罪の調査等）第4項は、選挙犯罪調査と関連して関係者に質問、調査するために必要なとき、選挙管理委員会委員及び職員は、選挙管理委員会に同行又は出席することを要求することができるものと定める。
  - (28) 公職選挙法第10条の2は選挙不正監視団の構成や手当等について、第10条の3はサイバー選挙不正監視団の構成等についての規定である。第10条の3については、前掲「韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定」, pp.123-124に翻訳を掲載している。
  - (29) 公職選挙法第272条の2は選挙犯罪の調査等について、選挙管理委員会法第14条の2は選挙法違反行為に対する中止、警告等について定めている
  - (30) 公職選挙法第262条の2（選挙犯罪申告者等の保護）は、「特定犯罪申告者等保護法」を準用し、不利益処遇の禁止、人的事項の記載省略、犯罪申告者等に対する刑の減免等を定め、保護される者の実名報道等を禁じている。

（しらい きょう・海外立法情報課）